

一般社団法人 日本形成外科学会専門医制度

平成 25 年 3 月 制定

(目的)

第 1 条 日本形成外科学会専門医制度は、必要にして十分な能力をもつ形成外科医を認定することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(義務)

第 2 条 日本形成外科学会専門医は、形成外科の進歩と学会の発展のために積極的に努力し、後進の指導に尽くさねばならない。

(専門医の認定)

第 3 条 日本形成外科学会（以下学会という）は、正会員の中、医師であつて、学会の認定する施設において、所定の修練を行い、形成外科における知識と技能に優れたものを審査の上、学会専門医として認定し、専門医証を交付し、専門医登録簿に登録する。

(認定施設および教育関連施設の認定)

第 4 条 学会は専門医となるための修練に適した施設を認定施設および教育関連施設として認定し、専門医研修施設証を交付し、登録簿に登録する。

(認定細則)

第 5 条 第 3 条および第 4 条の認定に関する手続きその他を規定するために、認定に関する細則を定める。

(委員会)

第 6 条 専門医認定ならびに認定施設認定に関する業務を行うために、学会に専門医認定委員会ならびに認定施設認定委員会を置く。

(認定の取り消し)

第 7 条 理事長は別に定める細則により認定を取り消すことができる。

(指導専門医)

第 8 条 日本形成外科学会は特定領域における専門医を認定する目的を達成するために特定領域指導専門医制度を設ける。その運用に当たっては別に規約を定める。

(改廃)

第 9 条 この制度の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1. この制度は、平成 25 年 3 月 1 日より施行する。